

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(技能検定の従事者)</p> <p>第15条 法第5条の4第1項の技能検定は、香川県警察本部長が<u>警察職員</u>のうちから指定した者（以下「検定官」という。）<u>に行わせるもの</u>とする。この場合において、検定官は、他の警察職員に当該技能検定に関する事務の補助をさせることができる。</p>	<p>(技能検定の従事者)</p> <p>第15条 法第5条の4第1項の技能検定は、香川県警察本部長が<u>指定した警察官又は事務吏員若しくは技術吏員</u>（以下「検定官」という。）<u>が行うもの</u>とする。この場合において、検定官は、他の警察職員に当該技能検定に関する事務の補助をさせることができる。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。